公益社団法人 平戸市シルバー人材センター 定 款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人平戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。) と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を長崎県平戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 センターは、定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 2 前項の事業は、長崎県平戸市及びその周辺において行うものとする。

(事業)

- 第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
 - (2) 高齢者の就業に関する調査研究
 - (3) 高齢者の就業に関する相談
 - (4) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又は、その他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業機会の確保と組織的な提供。
 - (5) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のための職業紹介事業又は労働者派遣事業。なお、長崎県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
 - (6) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習の実施。

- (7) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業。
- (9) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(種別)

- 第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している者で次のいずれにも該当 する者であって、理事長の承認を得た者とする。
 - (1) 平戸市に居住する原則として60歳以上の者。
 - (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者。
- 3 特別会員は、センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者とする。
- 4 賛助会員は、平戸市内に住所又は事業所がある個人又は団体であって、センターの目的 に賛同し、事業に協力するもので理事長の承認を得たもの。

(入会)

- 第6条 センターの正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込 書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の入会申込書を受理したときは、理事会が別に定める入会及び退会規程に基づき、入会の可否を決定し、理事会においてこれを報告しなければならない。
- 3 センターの特別会員は、理事長が理事会に推薦し、その承認を受けなければならない。 (会費)
- 第7条 正会員及び賛助会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において 別に定める会費を支払わなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (3) 正当な理由なく1年間以上会費等を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において、 決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) センターの定款又は規則に違反したとき。
 - (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。
- 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。 (拠出金品の不返還)
- 第11条 既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第4章 総 会

(構成)

- 第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 役員の選任又は解任
 - (2) 役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の決算の承認
 - (5) 会費及び賛助会費の金額
 - (6) 正会員及び特別会員の除名
 - (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集 する。
- 2 正会員及び特別会員の5分の1以上の議決権を有する正会員及び特別会員から総会の目

的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は、その日から6週間 以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を会員に発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を 記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員及び特別会員に通知を発しなけれ ばならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が、書面によって議決権を行 使することができるとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 正会員及び特別会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、正会員及び特別会員現在数の議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び特別会員現在数の半数以上であって、 正会員及び特別会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第20条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2人以上が 署名、又は記名押印するものとする。

第5章 役 員

(種別)

- 第22条 センターに、次の役員を置く。
 - (1) 理事 7名以上17名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって、法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法 第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 役員は、総会の決議によって正会員及び特別会員の中から選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務 の執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故がある とき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事はセンターの業務を分担執行する。また、常務理事は事務局長を兼ねることができる。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会 の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、 新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

- 第28条 センターに、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(報酬等)

第29条 役員に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターが理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてセンターと その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければな らない。

(損害賠償責任の免除)

第31条 センターは、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うに つき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより 生じた損害賠償責任を、同法113条第1項の規定により免除することができる額を限度と して、理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 センターに、理事会を置く。
- 2 この理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

- 第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法令の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が 招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集 する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日 以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知 を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、 開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合 において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記 録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったも のとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければな らない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、長崎県知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類は、主たる事務所に、事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧 に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第42条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると ともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項及び第2項各号の書類及び会員名簿は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に長崎県 知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条 の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第45条 センターは、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりセンターが消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第47条 センターが解散する時に有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第9章 事 務 局

(事務局)

- 第48条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 委員会等

(委員会等)

- 第49条 センターの業務執行の円滑化を図るため、理事長は、理事会の決議を経て必要な委員会等を設置することができる。
- 2 前項の場合、理事会は、委員会等の運営等に必要な事項について、規程を定めるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第 12 章 雜 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」とする。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は三村俊作、副理事長は鴨川健次郎とする。
- 3 センターの最初の常務理事は藤澤敏孝とする。
- 4 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を 行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設 立の登記の日を事業年度開始の日とする。

附則

この定款は、平成25年5月25日から施行する。

附則

この定款は、平成29年6月2日から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月14日から施行する。

附則

この定款は、令和3年5月28日から施行する。